

名教委訓令第3号

事 務 局
各 公 所

名古屋市教育委員会職員き章規程（昭和51年名教委訓令第2号）は、廃止する。

令和8年3月31日

名古屋市教育委員会教育長 杉浦弘昌

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による廃止前の名古屋市教育委員会職員き章規程の規定に基づいて貸与しているき章の取扱いについては、教育長が定める。